

# 地区土地利用協定の手続き

**住民間の話し合い**

地区土地利用協定導入のための地区土地利用協定協議会づくりを土地や建物の所有者間で話し合います。

**市に相談**

- ・協定締結方法、協議会設立などについて、市に相談できます。
- ・市は、求めに応じて専門家派遣などの支援をします。

**協定協議会の設立・届出**

- ・協議会を設立したときは市に届け出ます。
- ・協議会は、土地所有者等の過半数で構成します。
- ・会の規約、まちづくりに関する活動実績が必要です。

**協定書案作成**

協定の目的、区域、土地利用や建物などに関する規約を住民間で作ります。面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の一体の区域を設定する必要があります。

**土地所有者等の同意**

- ・土地所有者等が 10 人未満の場合は全員同意
- ・面積が 5,000 m<sup>2</sup>未満の場合は 3/4 以上の同意
- ・その他の場合は、2/3 以上の同意

**市に協定書を提出**

協定書には土地所有者等の同意書、区域を示す図などを添えます。

**市の審査**

条例に基づき審査するとともに、土地利用調整審議会（市の附属機関）の意見を聴きます。

**協定の締結・公告・発効**

- ・協定締結したときは、市報により公告します。
- ・この公告の日から協定のルールが適用されます。
- ・協定書は、市で閲覧できます。

**建築等行為の事前届出**

建築等の行為を行う者は、あらかじめ市長に届出をします。届出しない者には罰則が適用されます。

**地区計画等の検討**

協議会又は市は、必要に応じて地区計画等の導入を検討します。

**地区計画決定の都市計画提案**

協議会は、市に地区計画を都市計画決定することを提案できます。

**市の指導・助言・監督**

- ・建物・工作物の建築、宅地造成等は、協定内容に適合させることになります。
- ・届出内容や行為が協定に不適合の場合は、市が適合するよう指導・助言します。
- ・市は、指導等に従わない者には、協定の遵守を勧告し、協議会に通知します。
- ・市は、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、その旨を公表します。